

※必ずお読みください

## 「スポーツ・レジャー保険(月額プラン) この保険のあらまし (契約概要のご説明)

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。本内容は契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、約款等をご確認ください。また、ご不明な点については、損保ジャパン日本興亜「ソフトバンクかんたん保険」お問い合わせセンターまでお問い合わせください。

ご加入者(携帯電話のご契約者)ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご加入内容をお知らせください。

商品の仕組み	<p>本保険は損害保険ジャパン日本興亜株式会社を引受保険会社、ソフトバンク株式会社(以下当社とします。)を取扱代理店とし、当社を保険契約者とし、ご加入者(当社の3Gおよび4Gサービス契約のご契約者)またはご加入者が指定した方を被保険者(保険の対象となる方)とする団体契約です。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>この商品は団体総合保険普通保険約款に傷害保険特約等各種特約をセットしたものです。</li><li>本保険のご利用には当社の3Gおよび4Gサービス契約が必要となります。ただし、お客様のご契約が法人契約、プリペイド契約等である場合は本保険をご利用できません。</li><li>保険料相当額のお支払いは「ソフトバンクまとめて支払い」をご利用いただきますので「ソフトバンクまとめて支払い」をご利用いただける方が、ご加入の条件となります。</li><li>通信サービスの解約、名義変更等を行った場合には、その月の末日をもってご加入されている保険は終了します。</li></ul>
保険期間 (保険のご加入期間)	<p>本保険の保険期間はご加入手続きが完了された翌日午前0時からはじまり、本保険の満了日は2019年8月1日午後4時までです。</p> <p>この保険契約は2年度目以降、満期日までにMySoftbankにて継続中止(ご解約)のお手続きが完了していない場合には、保険期間を1年間として自動継続させていただきます。満期日前にメールにて「自動更新のご案内」※を送付します。</p> <p>※満期日1か月前を経過した後に新規に加入される場合には、「自動更新のご案内」は送付されませんのでご了承ください。以下の場合、本保険の自動更新ができなくなりますのであらかじめご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>保険金請求の頻度などによっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがございます。</li><li>被保険者(保険の対象となる方)のご年齢が、更新後の保険期間の開始日時点で満70歳以上となった場合</li></ul>

引受条件 (保険金額等)	本保険は所定のプランのみにご加入いただける商品です。 ご加入プランは加入画面にてご確認ください。
加入対象者	ご加入者(携帯電話のご契約者)は次のすべての条件を満たされる方となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●個人の方(企業等の組織名ではご加入いただけません。)</li> <li>●満20歳未満の方、または海外からのご加入はできません。</li> </ul> その他利用条件はソフトバンクかんたん保険利用規約に従います。
被保険者 (保険の対象となる方)	●被保険者の年齢が保険開始日時点(継続契約の満期を迎える場合は更新日時点)で満70歳未満であること。
保険料	保険料は、保険金額等によって決定されます。保険加入いただきましたお客様には当社が保険契約に基づき損保ジャパン日本興亜に支払う保険料と同額の金額(以下「保険料相当額」といいます。)をお支払いいただきます。実際にお支払いいただく保険料相当額については申し込み画面でご確認ください。
保険料相当額の払込方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月の保険料相当額は、「ソフトバンクまとめて支払い」でご加入者に対し請求させていただきます。</li> <li>・1回分の保険料相当額は、保険責任開始日が属する月の1か月分の保険料相当額となります。加入日によっての保険料相当額の変更はございません。</li> <li>・初回お申込み分(保険責任開始日の属する月分)の保険料相当額は、本お申込み画面の「保険料相当額のご決済」の画面で請求させていただき完了となります。</li> <li>・翌月以降の保険料相当額のご請求は、毎月末日に翌月分として継続のご請求をさせていただきます。            ※初回月は2回分のご請求となる場合があります。            (例:3月11日に保険加入される場合、3月分としてお申込み時の3月10日にご請求、4月分として3月31日にご請求します。)            ※実際にお引落される支払日は、ご請求締日により3通りあります。ご請求締日はお客様によって異なります。            ご自身のご請求締日は、「My SoftBank」「請求通知メール」よりご確認いただけます。         </li> </ul>
満期返れい金 契約者配当金	この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。
解約返れい金に 関して	保険期間を通じて解約返れい金はありません。 保険ご加入開始後に本保険を解約される場合は、「ご加入状況・解約」画面で解約手続きをするか、もしくは損保ジャパン日本興亜「ソフトバンクかんたん保険」お問い合わせセンターまでご連絡ください。 TEL 0120-066-411 平日:午前9時~午後8時、土日祝日:午前9時~午後5時(12月31日~1月3日は休業)

## 補償の内容 【保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ<sup>(※)</sup>をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。

ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

### 「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

(注)天災危険補償特約がセットされたご契約です。

被保険者が「地震、噴火またはこれらによる津波」によりおケガをされた場合もお支払対象になります。

(死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金)

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内外補償)	傷害死亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">傷害死亡保険金の額＝傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</div>	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 <sup>(※1)</sup> を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚
	傷害後遺 障害 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、	

	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <p>傷害後遺障害保険金の額＝傷害死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合 (4%～100%)</p>	<p>所見<sup>(※2)</sup>のないもの</p> <p>⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故</p> <p>など</p>
傷害入院保険金	<p>事故によりケガをされ、入院された場合、1事故につき 180 日を限度として、入院した日数に対し、入院 1 日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。</p> <p>傷害入院保険金の額＝傷害入院保険金日額 × 入院した日数</p>	
傷害手術保険金	<p>事故によりケガをされ、そのケガの治療のために、病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列举されている手術<sup>(※1)</sup></p> <p>②先進医療に該当する手術<sup>(※2)</sup></p> <p>&lt;入院中に受けた手術の場合&gt; 傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額 × 10(倍)</p> <p>&lt;外来で受けた手術の場合&gt; 傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額 × 5(倍)</p>	<p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帶するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>

賠償責任(国内外補償)	<p><b>個人賠償責任補償(注)</b></p> <p>住宅(※1)の所有・使用・管理または被保険者(設定した方にかぎります。)(※2)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。</p> <p>(※1)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(※2)本人のみ補償特約がセットされておりますので、この特約における被保険者は</p> <p>①被保険者本人②被保険者本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。</p> <p>なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任</p> <p>など</p> <p>(※)次の①から③までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>①主たる原動力が人力であるもの ②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。) ③身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの</p>
-------------	--	--

物の損害の補償(国内外補償)	<p><b>携行品損害(注)</b></p> <p>偶然な事故により携行品<sup>(※1)</sup>に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額<sup>(※2)</sup>を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「携行品」とは、事故発生時点における被保険者居住の住宅(敷地を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。</p> <p>(注1)乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>(注2)次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品</li> <li>■コンタクトレンズ、眼鏡</li> <li>■義歯、義肢その他これらに準ずる物</li> <li>■動物、植物</li> <li>■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品</li> <li>■船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品</li> <li>■手形その他の有価証券(小切手を除きます。)</li> <li>■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①故意または重大な過失</li> <li>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</li> <li>④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</li> <li>⑤地震、噴火またはこれらによる津波</li> <li>⑥欠陥</li> <li>⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等</li> <li>⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等</li> <li>⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故</li> <li>⑩置き忘れまたは紛失</li> <li>⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損</li> <li>⑫楽器の音色または音質の変化など</li> </ul>
----------------	---	---

救援者費用等保険金 (注)	<p>保険期間中に、以下①から⑧までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者または被保険者の親族の方が負担した費用(※1)に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等の保険金額を限度とします。</p> <p>①保険期間中に被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合</p> <p>②保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な搜索・救助活動が必要なことが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p>③住宅(※2)外において被った急激かつ偶然な外来の事故による保険期間中のケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>④住宅(※2)外において被った急激かつ偶然な外来の事故による保険期間中のケガを原因として、継続して次の(ア)または(イ)のいずれかの日数以上入院した場合</p> <p>(ア)日本国外において傷害を被り、かつ、3日以上入院をした場合</p> <p>(イ)(ア)以外の場合で、14日以上入院をした場合</p> <p>⑤この特約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時以降に発病した疾病(※3)を直接の原因として保険期間中に入院を開始し、継続して次の(ア)または(イ)のいずれかの日数以上入院した場合</p> <p>(ア)日本国外において発病し、かつ、3日以上入院をした場合</p> <p>(イ)(ア)以外の場合で、14日以上入院をした場合</p> <p>⑥疾病(※3)、妊娠または出産(※4)を直接の原因として日本国外において保険期間中に死亡された場合</p> <p>⑦この特約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時以降に発病した疾病(※3)を直接の原因として保険期間中に死亡された場合</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転</p> <p>④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療的目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑥精神病、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害</p> <p>⑦ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、ハンググライダー搭乗、スカイダイビング等危険な運動をしている間の事故</p> <p>⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>など</p>
------------------	--	---

救援者費用等保険金 (注)	<p>⑧日本国外において、保険期間中に被保険者が自殺行為を行った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>(※1)次のア. からオ.までの費用がお支払いの対象となります。</p> <p>ア. 捜索救助費用</p> <p>遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。</p> <p>イ. 交通費</p> <p>救援者(※5)の現地(※6)までの航空機等の1往復分の運賃(上記①から⑧の内容、入院日数等により、救援者3名分を限度とします。)</p> <p>ウ. 客室料</p> <p>現地および現地までの行程における救援者のホテル等の客室料(上記①から⑧の内容により、救援者2名分かつ救援者1名につき14日分を限度とします。)。</p> <p>エ. 移送費用</p> <p>被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または病院等への移転費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から差し引きます。</p> <p>オ. 諸雑費</p> <p>救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(「上記①から⑧の内容、入院日数等により「国外20万円」、「国内3万円」を限度とします。)。</p> <p>(※2)「住宅」とは、事故発生時点における被保険者の居住の用に供される住宅をいい、その敷地を含みます。</p> <p>(※3)妊娠、出産、および歯科疾病を含みません。ただし損保ジャパン日本興亜が正常分娩でないと認めた場合は疾病とみなします。</p> <p>(※4)妊娠または出産については、療養の給付等(公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」)に要する費用</p>
------------------	--

救援者費用等保険金 (注)	<p>ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」)の支払いの対象となる場合を除きます。</p> <p>(※5)「救援者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。</p> <p>(※6)「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。</p>	
------------------	--	--

(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## 用語のご説明

用語	用語の定義
先進医療	<p>病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。</p> <p>(<a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html</a>)</p>
治療	<p>医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。</p>
入院	<p>自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p>
未婚	<p>これまでに婚姻歴がないことをいいます。</p>
免責金額	<p>支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。</p>

## 「スポーツ・レジャー保険」 ご加入に対して特にご注意いただきたいこと (注意喚起情報のご説明)

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。本内容は契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、約款等をご確認ください。また、ご不明な点については、損保ジャパン日本興亜「ソフトバンクかんたん保険」お問い合わせセンターまでお問い合わせください。ご加入者ご本人以外の被保険者にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご加入内容をお知らせください。

### (1) クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### (2) ご加入時における注意事項(告知義務等)

ご加入の際は、入力内容に間違いないか十分ご確認ください。

「ご加入にあたっての確認・同意」画面にご入力いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

ご加入者または被保険者(保険の対象となる方)には、告知事項(注)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(注)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、ご加入時に質問事項として損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。

#### ★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

#### ★被保険者ご本人のご職業(お引受けできない特定のご職業に該当しないこと)

告知事項について、事実を回答されなかった場合または事実と異なることを回答された場合は、保険加入を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

損保ジャパン日本興亜または取扱代理店は告知受領権を有しています。

### (3) 保険申込みの成立

お申し込み後、「ソフトバンクまとめて支払い お支払いの確認」画面に遷移します。

ご決済手続きを行っていただき、「ご加入完了」の画面が表示された時点で契約は成立します。

### (4) 保険申込み成立の加入者証について

保険申込み成立に関しては契約に関する証券の発送はしません。保険申込み成立に関して、「ご加入完了」画面上に加入者証が表示されます。

また、保険申込み成立に関し「申込登録完了通知」メールが届きます。また「ご加入状況・解約」画面から加入者証のご確認ができます。

## (5)死亡保険金受取人の指定について

死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を定めることはできません。

## (6) ご加入後における留意事項(通知義務等)

### ①職業または職務を変更された場合

この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。

このため、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご加入を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご加入が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます)、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有するご職業

### ②住所または通知先を変更される場合

本保険は「ソフトバンクかんたん保険利用規約」および「お客様情報の取扱い」および「勧誘方針」に定めるとおり、保険加入時の加入者の回線契約の個人情報を反映させています。

住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜「ソフトバンクかんたん保険」お問い合わせセンターまでご通知ください。

ご通知がない場合、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

### ③ご加入内容の変更を希望される場合

本保険は所定のプランのみにご加入いただける商品です。保険期間中に、ご加入の目的をご変更される場合は、保険プランを解約して新しい保険プランにご加入いただくことになります。

### ④保険の解約(中途脱退)について

「ご加入状況・解約」画面より、本保険をご解約することができます。また、損保ジャパン日本興亜「ソフトバンクかんたん保険」お問い合わせセンターでも受け付けできます。

### <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることがあります。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### ⑤重大事由による解除等

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合やご加入者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご加入を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

### ⑥他の身体障害または疾病の影響

保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

#### (7)通信トラブル等による責任について

当社および引受保険会社の責によらない通信手段、端末障害等により、保険申込み手続きが遅延もしくは不能となつたために生じた損害または通信経路での盗聴等により、保険契約情報、保険料支払情報等が漏えいしたために生じた損害については、当社および損保ジャパン日本興亜は責任を負いません。

#### (8)その他(通信環境、接続料金について)

##### ○通信環境

電波(通信状況)の安定した場所にてご利用ください。通信状況により、保険申込み成立画面以前に接続が切れてしまった場合は、保険申込みが成立していませんので最初からやり直してください。

##### ○接続料金

接続料(パケット使用料、通信費)はご加入者さまのご負担となります。

#### (9)責任開始期(保険の補償が開始される時期)

ご加入手続きが完了した翌日午前 0 時からはじまり、満了日は 2019 年 8 月 1 日午後 4 時までです。保険満了日以降もご継続いただく場合、保険責任開始は 2019 年 8 月 1 日午後 4 時から保険責任が始まります。

#### 【ケガの補償における留意事項】

ご加入初年度の保険期間の開始時より前に発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時より前に発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて 1 年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対して保険金をお支払いします。

#### (10)事故がおきた場合の取扱い

①事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜までご通知ください。

(電話番号等は「My SoftBank」内の「事故時・保険金請求連絡先」か、お申込み手続き完了後の「申込登録完了通知」メールおよび加入者証にリンクしている事故時・保険金請求連絡先画面に記載しています。)

事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできることがあります。

②被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず引受保険会社である損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになつたりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(注)日本国内において発生した事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあ

たっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合

・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

など

③保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

必要となる書類		必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注 1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注 2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

- ・上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて 30 日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長する

- ことがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ・ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

#### (11)保険金をお支払いできない主な場合

詳細は普通保険約款および各特約の補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

#### (12)解約と解約返れい金等

「ご加入状況・解約」画面より、本保険をご解約することができます。解約をお申し出された場合、解約のお申し出をいただいた日の属する月の末日をもって保険期間は終了します。ただし、解約のお申し出をされた日が末日だった場合、解約のお申し出をいただいた日の属する月の翌月末日をもって保険期間は終了します。なお、本保険の解約返れい金はありません。

- ・通信サービスの契約の解約、名義変更、電話番号保管サービスのご利用開始、ソフトバンクまとめて支払いの解除などを行われた場合、その月末をもって保険期間は終了します。
- ・保険料相当額をお支払いいただけない場合、保険のご加入を解除することがあります。その場合、損保ジャパン日本興亜からの保険金のお支払いはありません。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、保険金をお支払いするケガによって被保険者が死亡された場合において、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜「ソフトバンクかんたん保険」お問い合わせセンターまでお問い合わせください。

#### (13)継続契約について

保険満期日(2019年8月1日)を迎える際のお手続きは、満期の前に、メールにてご案内します。ご更新後の保険料は、普通保険約款・特約、保険料率等を改定した場合、更新前と異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

以下の場合、本保険の自動更新ができなくなりますのであらかじめご了承ください。

- ・保険金請求の頻度などによっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- ・被保険者(保険の対象となる方)のご年齢が、更新後の保険期間の開始日時点で満70歳以上となつた場合

#### (14)保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

## (15)個人情報の取扱いに関する事項

保険契約者であるソフトバンク株式会社は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください、下記の窓口までお問い合わせ願います。

お問い合わせ窓口:

損害保険ジャパン日本興亜 カスタマーセンター

TEL 0120-888-089

平日:午前 9 時～午後 8 時、土日祝日:午前 9 時～午後 5 時(12 月 31 日～1 月 3 日は休業)

ご加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

## 問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

損保ジャパン日本興亜への相談・苦情・お問い合わせは、下記までご連絡ください。

お問い合わせ内容について、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

□ご加入内容に関するご相談、お問い合わせや解約のお申し出等

損保ジャパン日本興亜「ソフトバンクかんたん保険」お問い合わせセンター

TEL 0120-066-411

平日:午前 9 時～午後 8 時、土日祝日:午前 9 時～午後 5 時(12 月 31 日～1 月 3 日は休業)

□事故のご連絡

損保ジャパン日本興亜・事故サポートセンター

TEL 0120-778-177

24 時間 365 日受付

□指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター

(ナビダイヤル)0570-022808 <通話料有料>

<受付時間>

平日:午前 9 時 15 分から午後 5 時まで

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。[\(http://www.sonpo.or.jp/\)](http://www.sonpo.or.jp/)

※取扱代理店であるソフトバンク株式会社は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、当社とご加入いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

(SJNK18-03275 2018年6月15日)